

スクールカウンセラー・スクールソーシャル ワーカー・スクールロイヤーに関する諸問題 ——いじめへの対処の観点から——

代表報告者（単独報告）
関西大学法学部
永田 憲史
（刑事学／いじめ防止対策推進法）
<https://penology.jimdofree.com/>

1 研究の背景

- ▶学校又は学校の設置者（教育委員会等）に配置されたスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールロイヤー（SL）がいじめへの対処に携わることが日常的に。
→しかし、その質や公平中立性が問題になることも増加。

【設例1】Wは、SCとして生徒からいじめ被害の相談を受けたが、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）23条1項に違反して、学校と情報を共有しなかった。

以下、
「法」と記載

【設例2】小学校の元校長Xは、SSWとしていじめ事案に関わった際、加害児童Aがいじめを行う原因として貧困によるストレスがあることに気付いたが、生活保護等の社会福祉制度をよく理解しておらず、何ら対応を執らなかった。

【設例3】子どもの権利委員会に所属する弁護士Yは、SLとして市教育委員会からいじめの重大事態（法28条1項）の被害生徒の保護者への情報提供について相談された際、「被害生徒側の要望に応じていると、きりがないので、応じるべきではない」と回答し、法28条2項に違反する行為をするよう示唆した。市教育委員会から「SLの判断に従って情報提供を行わないこととする」と通知された被害生徒の保護者は、「SLが公平中立な立場から助言していない」と批判した。

2 研究の目的

- ▶SC・SSW・SLがいじめに適切に対処するために、
 - ①どのように質の向上を図るべきか。
 - ②どのように利益相反を回避し、公平中立性を確保するか。

3 研究の方法・倫理的配慮

- ▶関連する文献・資料・判例の調査を行うとともに、いじめ事案に詳しい弁護士等から聴き取りを行った。
- ▶本研究及び報告は、関係者、特に被害児童生徒及び加害児童生徒の個人情報及びプライバシーに配慮して、個別の事案を特定できないようにするとともに、関係法令を遵守して実施した。また、ユニバーサルデザインに配慮して本スライドを作成した。

4 研究の結果・考察

(1) SC・SSW・SLの職務

- ▶いじめの防止・早期発見の担い手の1つ（文部科学大臣策定「いじめの防止等のための基本的な方針」第2）。
- ▶いじめの対処の担い手の1つでもある。

「学校は、……事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」（法23条3項）（下線部は報告者による）
- ▶いじめ問題対策連絡協議会（法14条）や学校いじめ防止対策組織（法22条）等を通じて、SC・SSW・SLがミクロ・メゾ・マクロの各レベルで支援や働き掛けを行うことも期待される。

	SC	SSW	SL
根拠条文	「スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。」 (学校教育法施行規則65条の2。79条、79条の8、104条1項、113条1項、135条が他の学校種に準用)	「スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。」 (学校教育法施行規則65条の3。79条、79条の8、104条1項、113条1項、135条が他の学校種に準用)	なし
契約形態	主に雇用契約	主に雇用契約	通常、雇用契約ではない
文部科学省の事業展開経緯	平成7年度 「スクールカウンセラー活用調査研究」 平成13年度 「スクールカウンセラー等活用事業」	平成20年度 「スクールソーシャルワーカー活用事業」	平成29年度 「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」 令和2年度 全国で300人規模の予算措置
資格	SCという資格はない (日本ソーシャルワーク教育学校連盟が認定するスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程があるに留まる)	SSWという資格はない	SLという資格はない
担い手	公認心理師・臨床心理士等	社会福祉士・精神保健福祉士等	弁護士
スーパーヴァイザー	いない場合もある	いない場合もある	想定されていない

(2)質の向上のための方策

- ▶SC・SSWには、基礎となる資格すら有さない者もいる。 →【設例2】参照
SCとして、公認心理師・臨床心理士等の心理系の資格がない者を採用することも。
←心理学の知識や相談援助の基礎に乏しい者では務まらないはず。
SSWとして、社会福祉士・精神保健福祉士の資格がない、元教員を採用することも少なくない。
←社会福祉制度の知識や相談援助の技術に乏しい者では務まらないはず。
- ▶基礎となる資格があっても、教育やその法制度に関して知識があるとは限らない。 →【設例1】参照
→ましてや、いじめやその法制度に関して知識があるとは限らない。

【設例4】子どもの権利委員会を通じて弁護士会から重大事態の調査（法28条1項）を行う第三者委員会の委員に推薦され、市教育委員会から委員として選任された弁護士Zらは、文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を理解していなかったことから、定められた調査手続を履践できず、十全な調査を実施できなかった。市長は、被害生徒及びその保護者の所見書に基づき、調査結果についての調査（再調査）（法30条2項）を実施することとした。



「スクールカウンセラー」・「スクールソーシャルワーカー」・「スクールロイヤー」
の国家資格化が必要。

- ▶相談援助や支援が適切に行われるようにスーパーヴァイズすることが重要。
→スーパーヴァイザーの国家資格化と地位や権限に関する法整備も必要。

(3)公平中立性確保のための方策

- ▶学校の設置者（教育委員会）等が一方の契約主体。
- ▶契約期間は1年以下で不安定なことが多い。
 - SC・SSW・SLは学校や学校の設置者に対して立場が弱い。
- ▶例えば、SLは「場の法律家」として法的助言を行うとされ、公平中立であることが標榜されている。
 - （ストップいじめ！ナビスクールロイヤーチーム編『スクールロイヤーにできること』（日本評論社、2019）5頁以下）
 - ←しかし、学校・学校の設置者側の立場で振舞う者が絶えない。 →【設例3】参照

- ▶特にいじめの事案では、当事者が多岐にわたり、利害関係が複雑。
 - 利益相反に陥りやすい。
 - 学校の設置者等が報酬を出捐しており、児童生徒・保護者からの不信感が生じやすい。

- ▶児童生徒・保護者が支援してもらう専門職を選べなくてよいのか？
 - ←福祉の領域では、「措置から契約へ」の流れが顕著のはず。
 - 児童生徒・保護者が誰に依頼するかを決め、その費用を国が負担する方式に改めるべき。
 - 特にSLは学校の設置者等の「代理人」として立場を明確化すべき。

5 引用・参考文献

拙稿「いじめの重大事態の判断に関する考察——いじめ防止対策推進法の強靱化を目指して——」関西大学法学論集70巻2=3号（2020）195頁以下

*その他の関連拙稿については、<https://penology.jimdofree.com/>の「いじめ防止対策推進法研究」をご覧ください。

***本研究は、2020年度関西大学研修員研修費及び同年度学術研究員研究費によって行いました。**
ご覧いただきありがとうございます。